

ディスカッション・ペーパー No.5

## 『町村是調査指針』における小票論

2014年1月

法政大学

日本統計研究所

# 『町村是調査指針』における小票論

森 博美(法政大学経済学部)

## はじめに

明治3年9月24日(新暦10月18日)の民部省達第623号によって「物産表」調査が開始されて以降、わが国の戦前期における政府(農商務省、農林省)農業生産統計は、基本的に表式調査として実施されてきた。それが最終的に調査個票を用いた調査へと転換を遂げるのは、昭和15年の農林統計改革においてである〔森 2013a〕。

政府統計がこのような状況にある中で、農業生産や農村副業をその担い手である農家の諸属性(人員、保有資産、投入施肥量、生活実態等)と一体のものとして、調査個票(当時は一般に「小票」という呼称で表記)によってその実態の把握を行うという動きが明治中期以降、むしろ在野において展開される。明治30年代以降、農村を中心に全国各地の町村で広く行われ、部分的には昭和初期に至るまで断続的に実施される町村是調査がそれである。なお、当時、地方における一種の社会運動という様相を呈しつつ展開されたこの町村是策定の動きについては、「最初の発想にあった農事改良を中心とする農村計画」という町村自治運営から後年は「調査と村是が分離し、「自治精神の昂揚」に即して観念的な「精神訓育」「公民教化」が村是に掲げられ」、次第に精神主義的な運動へと変質するとされている〔佐々木 1970〕。特に初期の町村是策定に際しては、「人ニハ問ハス物ニ問フ」として、「社会現象を明にし、変化の原因結果を詳にするには、事物実査に依るべくして、大半を統計に俟たざるべからず」〔『指針』自序1頁〕と統計調査による実態把握がその前提とされていた。

全国各地で作成された町村是の中でも特に異彩を放つのが、明治36年に大阪市で開催された第5回内国勲業博覧会に出品され一等賞を受賞することになる愛媛県温泉郡余土村(現松山市余戸・保免・市坪地区)の『余土村是』である。『余土村是』については、その調査を企画し、指揮実施した村長森恒太郎による様々な農村改善政策と併せて、先人の偉大な業績として今日にまで語り継がれている〔森 2013c〕。恒太郎は明治31年から40年までの10年間にわたって余土村の村長の職にあり、彼の在任期間中、同村では彼の指揮の下に明治32年から明治40年まで約10年にわたって村是調査が実施される。

『余土村是』については現存する〔『調査資料』1902〕に綴られた「統計調書」から、住戸を調査対象単位とする個票(小票)に基づく調査が実施されたことが確認されている〔武田 1963、森 2013c〕。村長職を退いたのち恒太郎は、長年にわたる余土村是調査の経験に基づき「多年余土村に於て奏功したる実験を以て、普く之を全国に及ぼさんと欲し」〔『町村是調査指針』衆議院議長長谷場純孝の序1頁〕『町村是調査指針』(以下、『指針』と略称)を著すことになる。「総論」、「調査の準備」、「統計の実査」、「計算」、「統計表」、「沿革調査」、「将来の仮定」、「余土村是調査書」の八つの章から構成されるこの『指針』は、調査の準備から町村是の策定に至る作業工程を網羅した町村是作成のための『手引書』として編まれたものである。その前半「調査の準備」から「統計表」の部分は、統計調査論としても十分な内容を持って展開されている。特にその中には小票使用の利点など小票(個票)に基づく調査の意義など、今日、われわれが調査票情報の情報特性を明ら

かにする上でもきわめて示唆的な興味深い論旨が展開されている。

そこで本稿では、『指針』の第2章「調査の準備」において展開されている小票をめぐる諸論点を手掛かりに、統計における調査票情報の情報特性について検討してみたい。

## 1. 『指針』における実査の位置づけ

『指針』第2章「調査の準備」は、統計の作成過程のうち、調査実施(実査)に先立つ調査票(小票)の設計作業に関係した種々の留意事項を取り扱ったものである。なお、この章は、「目的物の撰定及び其細別」と「小票『1名カード』」の二つの節から構成されている。以下では、それぞれの節での記述内容を検討素材として、調査票の設計に際しての留意事項を含め、統計調査における小票使用の意義を恒太郎がどう捉えていたかをまず明らかにしておこう。

### (1) 調査項目の決定並びにその配列

第1節「目的物の撰定及び其細別」で彼は、統計作成過程を二つの段階、すなわち、「第一期の業」としての「実査」と「第二期の業」としての「統計表の作製并に文章編述」とにまず峻別する。「第二期の業は第一期の業の結果として行ふべき事務」であることから、当然、「第二期の業をして全からしむる」ためにはそのための「材料蒐集」である「第一期の業にして精査完了を告ぐる」(『指針』22頁)必要があることはいうまでもない。このため、「統計(統計表の作製—引用者)并に文章の作編(調査結果の解釈—引用者)が特種の知識と熟練を要すると雖も、材料の蒐集不完全ならば、到底作編の功を全ふすることを得ざるは明瞭の事」であり、従って、実査により第一期の業の結果として質の高い統計材料(統計原情報)が獲得できるためにも、そのための「準備の如何は此業をして成功せしむると否との運命」(同 22頁)を左右することになる。

実査によって第二期の業において集計、解析するための統計原情報を蒐集するには、まず第一期において「蒐集せんと欲する目的物を撰定」(同 22頁)する必要がある。ここで『指針』がいう「目的物」とは調査項目のことであり、彼は生産物を例にして、米、麦、粟、稗等の農作物を列挙している。なお、『指針』は小票の具体的な設計方法にも言及しており、単にいくつかの空欄を設けただけで品目名や数量等の記載を全面的に回答者(あるいは実査担当者)に委ねるのではなく、具体的項目名を予め記載しておくことが肝要であるとする。

さらに『指針』の指摘は、各項目を出現頻度や数量の多寡等により適切に配列するなど、各項目の配列順序についても触れている。この点に関して、設計する小票が当該町村の生産の実態を反映しているか否かを調査実施者側で「豫め査定せざるべからず」として、既存の行政情報等に基づき実際の調査において数量、価額あるいは頻度の面で回答が多く出現すると予想される順に項目を配列する必要があるとしている。なぜなら、そうすることで調査負担が軽減できるだけでなく、結果的に生じうる実査における記載漏れや誤記入の回避、さらには集計過程での煩雑さを取り除くことができるからである。

栽培する農作物の種類、農村副業の業種、投入する肥料の種類などは、当然のことながら地域によって異なる。このため、上記の基準を小票の設計に適用するとすれば、作成される小票はそれぞれの地域の実情に応じてカスタマイズされなければならない。事実、この点についての『指針』のスタンスは、「郡内若しくは県内一般を通じて、之れが撰定を為さんとするが如きは大なる誤」(同 23頁)りであり、「目的物の撰定は必ず各自町村に於て実査を行ふに方り、之れが撰定を行はざる

べからず」〔同 23 頁〕というものである。このため、府県や郡が町村是の実施に際して独自の「調査標準」を定め調査事項の統一的把握を指示するケースも実際には散見されるが、このことに対して「縣郡の表示せし目的物は只是標準に過ぎず。各町村其場所に於て、實況に適すべく取捨増減する所なかるべからず」〔同 24 頁〕と、『指針』の立場は否定的である。

この点に関して『指針』は、その批判の矛先を全国農事大会が制定した『調査標準』にも向けている。すなわち、『調査標準』が各町村是で調査すべきとしている指定調査項目(目的物)の多くは蒐集した統計情報の集計処理によって初めて把握できるものであり、それらを実査によって直接把握しようとする場合、同一の項目を一再ならず調査しなければならない。ちなみに、『指針』によれば、「生産物収支の利益、生産物及び耕作費」という三つの標準は相互に重複しており、「生産物収支の利益は生産物及び耕作費の調査に依りて、自から利益対照を明らかにし得べきもの」〔同 24 頁〕である。従って、実査が「只材料の蒐集に止まるものなるが故に、或る一の目的物に対して、一たび之を調査すれば足る」〔同 24 頁〕のである。

『調査標準』による調査項目の統一的指定は、統計作成のための統計原情報の蒐集という実査業務の中に集計処理という第二期における作業過程を持ち込むことを意味する。二段階からなる統計作成の作業工程を適切に切り分けていないことが惹起する煩雑さは実査をいたずらに「複雑煩多」なものとし、結果的には実査における正確な統計原情報蒐集、ひいては正しい統計作成の妨げとなると『指針』は批判する。

『指針』に記された以上のような小票設計に当たっての留意事項は、町村是調査があくまでも自町村における町村是策定の前提としての統計調査による実態把握という調査目的から自ずと導き出されたものである。それは、政府統計のように、全国計や府県、郡、さらには町村間の比較が可能な計数の統一的把握を目的としたものとは本質的に異なる。政府の物産調査は、その開始当初は把握方式に様々な問題を抱えていたものの、その後、全国画一的な報告様式の採用など統計の作成過程が整備され、個々の農産物等の数量、価額の全国把握へと次第にその体制を整えていく〔森 2013b〕。その点で町村是調査は、調査の性格としてはこのような政府統計は全くその方向を異にし、あくまでも当該町村の統計による実態把握に特化したいわばミクロ的な地域調査に他ならない。

## (2) 調査項目の細別の必要

統計調査の準備過程で調査項目の決定及びその配列と並んで『指針』に特記されているのが、項目の細別である。仮に各世帯や町村保有の資産(財産)の総額の把握だけが目的であれば、例えば建築物として一括調査することでも所期の目的は達成できる。この点に関して『指針』は、それを「住宅、土蔵、納屋、農場、工場、牛馬屋、堆積肥料場、社寺等」と細別し調査することが肝要であるとする。なぜなら、そうすることによって「其町村に於ける状態并に生活程度乃至信仰の現状」などを統計よって把握することができるからである。また肥料についても、農業収支の把握だけが目的であれば、各農家の肥料購入総額を一括調査するだけで必要な情報は入手できる。しかし、肥料購入額を「鰯、鯿、豆粕、綿実粕、糠、醤油の実、刈草、紫雲英等」といった具体的な肥料の種別も含めて調べることで、それを分析することで「農業進歩の程度及び輸出入(地域間取り引き一引用者)の関係を明らか」にできるというのである〔『指針』 25 頁〕。

このように『指針』が想定している町村是調査は、単に個々の町村の生産・取引額、財産保有高等の計数を把握するだけでなく、生活実態や農業技術の発展段階さらには他地域との相互依存

関係をも明らかにし得るものでなければならない。そのような動態面も含めた実態把握の材料を提供しうる町村是調査こそがそれぞれの町村の実情に即した有効な町村是の策定を可能にするというのが『指針』の立場である。

## 2. 「小票」による調査の意義

調査項目やその配列、さらには必要に応じてその細別が確定した段階で、それらの情報を実査においてどのような形で蒐集するかが小票設計における次の作業課題となる。余土村は調査では、「統計調書」という住戸を統計単位とした小票が作成され、それに基づく調査が実施された。そこでの経験を踏まえて恒太郎は、『指針』第2章第2節「小票『1名カード』」で本格的な小票調査論を展開している。そこでの叙述は、「小票の性質」、「小票の作製」、「小票の効果」、「小票各種の作例」の四つの小節からなる。

### (1) 小票の性質

第2節の最初の小節「小票の性質」では、小票(『カード』)と調査の対象となる統計把握単位の関係、統計の作成過程での小票の位置づけ、そして小票使用の意義などが総論的に論じられている。

『指針』によれば、小票は別名『カード』とも称され、欧米ではすでに広く定着している。わが国でもそれは「銀行并に諸会社等に在つて既に業に用ひらるゝ處」[同 25 頁]であり、町村是調査においても統計調査を実施する際に積極的に活用すべきであるとしている。

それでは小票とは一体どのようなものか。それは「調査并に記載を要する場合」に使用される様式であり、口座毎に小票1枚が使用される。なお、ここでいう「口座」とは統計調査において調査対象となる統計把握の単位(町村是調査の場合には各住戸)を意味する。ちなみに『指針』では、「生産、戸口乃至財産等の調査を為さんとするに、之れが町村其者の大数を得んとならば、必ず住民の各戸に就て之れが調査を行ふべきものなるを以て、調査は即ち住民の一戸々々を一口座として調査せざるべからず」[同 26 頁]としている。なお、ここで『指針』が調査対象となる各戸に対して「口座」という呼称を与えているのは、銀行等で口座保有者の顧客情報を1枚のカードに記載し管理している点に範をとり「口座」としたものと考えられる。

『指針』によれば、町村是調査における実査の役割は、口座(住戸)を単位として設計された小票に当該単位に係る統計原情報を蒐集し、記載する点にある。そしてひとたび小票によって統計原情報の蒐集が行われれば、記載内容に従って「類に従つて之れ(小票一引用者)を綜合若しくは分別」することで、「複雑なる数多の口座別も其秩序を乱すことなく整理」し集計することができる。また、小票に基づいて調査が実施される場合、地域別表章を行う際にも、「特に調査の地区を限定」して独自の調査を実施する必要はない。なぜなら、「此小票の綜合分別に依て、以て直ちに計数し得べきもの」[同 26 頁]であるからである。要するに、「一旦此法を用ひて調査決了せば、他方面に自由自在の區別分類を為すことを得て容易」なのである。

このように、小票に基づく調査の最大の特徴は、統計情報の蒐集過程である実査過程(「第一期の業」とそれに続く集計・加工分析過程(「第二期の業」と)を明確に切り分け、実査を正確でしかもその後の集計・加工分析に必要な統計原情報を網羅的に蒐集する作業として特化させた点にある。このことは、調査様式の中に集計論理を内蔵させた表式調査における統計原情報の把握方式

とはそれ本質的に異なる。

## (2)小票の作製

この小節では、小票設計に関して、さらに次の二つの留意点を指摘している。

ひとつは、実際に調査する調査項目に関係するものである。調査項目の中には各住戸からの回答によって得られる統計原情報の蒐集を待たずともあるいはむしろ行政の方がより正確な情報を持っている場合がある。例えば、戸口に関する「本籍、人員、男女、年齢等」、また土地についても「町村官民有土地、反別、地価、地租」などは町村の行政記録から正確な情報が入手できる。この点に関して『指針』は、これらを調査項目として小票に掲げて調査することで実査を徒に煩雑にするよりもむしろ既存の行政情報を積極的に活用すべきであるとしている〔同 27 頁〕。なお『指針』第 8 章の「余土村是調査書」に収録されている集計結果表には、徴税額〔池内 132 頁〕、税滞納額〔同 98 頁〕、伝染病罹患患者数〔同 86-8 頁〕、学校在籍者数〔同 84-6 頁〕といったものが含まれている。これらの集計作業に必要な調査項目は余土村是調査で用いられた小票（「統計調査書」）の中には存在しない。これらは、当時の村役場が保有していた行政情報に基づき作成されたものと考えられる。

また、小票の設計に際して『指針』が最も留意すべき点としている事項に、調査対象地域すべてに共通に各口座（調査対象単位となる個々の住戸）毎に調査項目を列記した 1 枚の小票を作成することがある。その必要性について『指針』は、次の小節「小票の効果」において、小票使用の利点として詳論されている。なお、小票が何種類かの様式からなる場合には、各様式の小票を口座毎に準備する必要がある。

## (3)小票の効果

当時実施されていた町村是調査の中には、戸別の小票を用いることなく未だに「委員の手帳に随問随記以て材料の蒐集をなす」〔『指針』 27 頁〕伝統的な方法によるものもある。このような聞き書きによる書き上げ方式という「不秩序なる調査」は「酷誤矛盾を生じ」、その結果、「調査の煩雑実名に名状すべからざるものあり」〔同 27 頁〕と『指針』は従来方式の表式調査による統計情報の蒐集方法を批判し、その克服は小票の導入によって初めて可能であるとしている。

このような記述に続いて『指針』では、町村是調査に小票を用いることの利点を次の七つの点に要約、整理している。

- ①多数の各戸調査に一々口座を設けて而して能く之れが整理を為すの利益あり。
- ②多数の調査委員が同時に実査せむとするに方り調査の目的物を一にして而して委員分離の調査を為し少しの時間に多くの調査を成功するの利益あり。
- ③口座別に使用せらるゝ小票は調査の結果が他人他戸の調査と混乱の憂ひなき利益あり。
- ④数人を通じて調査物の整理を為すに伝送の利益あり。
- ⑤多人数にて整理する場合原票の儘回覧をなさしむるを得て複写の煩なく従つて誤字誤写の憂ひなきの利益あり。
- ⑥小票は之れを分割担任して他の事務を妨げざるの利益あり。
- ⑦統計作表の場合に於て小票を以て分類計数を為すの利益あり」〔同 28 頁〕

これら七つの項目は実査から調査結果のとりまとめに至る統計作成過程に沿って列挙されたものであるが、以下に各項目の内容に若干の考察を加えつつ紹介しておく。

上記 7 項目のうちの最初の二つは実査に関係した利点として挙げられているものである。

このうちまず①については、『指針』で「町村是調査が幾百幾千の口座別調査を為す」との記述からも推察されるように、多数の調査を実施する場合にも各住戸を調査対象単位(口座)として設定しておきさえすれば秩序立った調査が実施できることを述べたものである。言い換えれば、異なる調査様式であっても調査の対象となる統計単位(口座)を統一的に設定しておきさえすれば、名寄せによって個体情報として事後的に再構成できることを意味する。一方、②は、小票による調査が実査の効率的遂行を可能にする点を指摘したものである。すなわち、小票を用いることで、多数の調査員が同時に実査作業を分担遂行でき、限られた時間に多数の調査対象に対して実査を行うことが可能になるのである。

③以降は、実査によって蒐集された調査票情報の集計処理と関係したものである。

『指針』は③で、小票を用いることで調査票情報が口座(住戸)別に蒐集されることから、他の口座に関する調査結果と取り違える調査上の過誤を未然に回避できることを指摘している。また④は、調査結果資料が小票として得られていることが調査結果の整理作業の効率的遂行にとって有効であることを述べたものである。複数の担当者が何段階かにわたる調査結果資料の整理作業を行う場合、それが小票(『カード』)形式のものであれば流れ作業的にそれを順送りすることで効率的に処理することができる。さらに⑤は、複数の作業者が調査結果の処理に当たる場合、小票を複写することなくそのまま繰り返し閲覧使用できるという長所を述べたものである。実査の結果得られた調査資料を複写することなく使用できることから、筆写に伴って発生しうる誤記を回避することができる。⑥は、調査結果資料が小票であれば集計整理作業が横断的にもまた縦断的にも分業可能であるだけでなく、通常は他の業務に従事している者を一時的に統計の作成作業に動員することができることを意味する。小票を使用することで必要に応じて調査結果の集計作業に必要な人員を容易に確保できるようになる。最後の⑦は、小票が持つ集計への利用可能性について指摘したものである。小票という形で統計原情報が蒐集、保持されていることから、小票そのものを分類することで複雑な集計表の作成も可能になる。

このように、『指針』では、実査並びに調査結果の集計処理作業と関係づけつつ小票利用の利点が列挙されている。そして『指針』は、「町村是調査が幾百幾千の口座別調査を為して、総合分別せらるゝものたるに於て斯かる便法を使用せざれば、如何ぞ其成功を期し得べきものならんや。町村是調査為さんとするものは宜しく小票の効果を認識して、而して之れが利用に力めざるべからず」〔同 28 頁〕、小票に使用によって「町村是調査を為して其成功を容易ならしむること敢て疑ひを存せず」〔同 29 頁〕とこの小節を結んでいる。

#### (4)小票各種の作例

『指針』には、「未だ経験なき人々のために小票各種の作例を示して、此に参考の資たらしめんとす」〔同 29 頁〕として、「目的物の種別に依りて小票を区分したる例」として甲式小票～辛式小票の合計 8 種類の小票を掲げている。なお、これらはあくまでも参考のための例示であり、既に述べたように『指針』の小票設計の立場はあくまでも「実地に就いて其町村に適すべく努むべきもの」であることから、実際の町村是調査の実施に際しては「之れを参考し以て取捨宜しきを得て実地に適するやう作成することを要す」〔同 29 頁〕という位置づけで掲げられたものである。なお、これらの小票が全体としてどのような調査票体系と内容を持ち町村の実態把握を行うことを想定したものであるかについては、実際に余土村是調査で用いられた小票(「統計調書」と対比しつつ〔森 2014〕に

において論じた。

## むすび

本稿では、『指針』の第2章「調査の準備」において論じられている小票をめぐる諸論点を中心に、森恒太郎による町村是調査論の一端を紹介してきた。以下に小票に関して調査票情報についての筆者なりの視点から若干のコメントを指摘しておきたい。

恒太郎が余土村是調査の実施に着手した明治30年代初頭、わが国の政府の農業統計は、明治27年に制定された「農商務統計報告規程」に基づく表式調査として作成されていた〔森 2013b〕。余土村是調査で統計原情報の蒐集に用いられた「統計調書」は、現存している『村是調査資料』からも明らかなように、住戸を統計対象単位とする小票に他ならない。小票による調査は、それまでの表式による調査と統計原情報の蒐集方式の点で質的に異なるものであった。その最大の特徴は、統計の作成過程を実査という統計原情報の蒐集過程と蒐集資料に基づく統計の編成(集計・加工)過程とに明確に切り分け、実査を専ら原単位情報の蒐集のための過程として純化させた点にある。この点を筆者なりに敷衍解釈するなら、小票の導入は、実査においては過度の煩雑さによる調査負担を極力回避しつつ可能な限り正確な原単位情報を蒐集し統計編成過程のための統計材料を確保することを最優先の課題とし、それに基づく集計等の統計の編成並びにその解釈についてはそれを全面的にその後継行程に委ねるといえるものである。それはまさに統計作成過程の整備、再編のまさに調査技術的な契機となるものであった。

本文でもすでに述べたように、『指針』には、調査の目的物(調査項目)の選定、さらには目的物の細目についての指摘が見られる。

このうちまず調査項目の選定に関しては、恒太郎は統一的な「調査標準」の設定には否定的である。明治32年に開催された第7回全国農事大会で採択された『町村是調査標準』は、官庁統計との比較表示を意識し全国統一の調査項目による調査を目指したものである。これに対し恒太郎は、あくまでも当該町村の実態の統計による把握こそが町村是調査の目指すべきところであると考え、このため町村是調査での調査項目の選定さらにはその配列についても、実際の小票の設計に当たっては各町村の実態を反映したものとすべきであるとしている。

一方、後者の調査項目の細目の設定には恒太郎の独自の町村是観が投影されている。すなわち、町村是調査は単なる事実把握のための調査であるだけでなく、当該町村における農業の技術水準、他町村との支配従属関係等も含めたより重層的な実態解明のための情報を提供しうるものでなければならない。そのような調査こそが、恒太郎にとって時宜的でしかも地域の実情に即した町村是の策定にとって意味のある現状把握の資料を提供しうるのである。

このような点からも読み取れるように、『指針』が想定している町村是調査には前田正名が意図していたような政府統計に対比するものとしての全国総計の把握という視点はない。それはあくまでも当該町村における町村是の策定を目的とした統計調査として位置づけられている。

ところで、『指針』第2章の後半部分は、町村是調査で用いる小票の性質と小票使用の利点の説明に充てられている。中でも小票使用の意味について、その有効性が7点にわたって指摘されている点が注目される。

すでに本文でも述べたように、『指針』が「小票の効果」として列挙しているのは、いずれも基本的に実査さらには統計の編成(集計)という具体的な統計作成過程という側面から見た小票使用の意



義である。当時の統計調査をめぐる技術的發展段階を考慮すれば、これらはいずれも適切なその特徴の指摘といえる。

さいごに、『指針』において恒太郎が展開している小票論とはややその視点を変え、調査票情報論という筆者の現在の問題関心から若干のコメントを行うことで本稿のむすびとしたい。それは、『指針』が指摘する七つの「小票の効果」のうちの①の論点に関係する。

①に記された「多数の各戸調査に一々口座を設けて而して能く之れが整理を為すの利益あり」について、本文では筆者はこれを実査に関係する論点として位置づけた。これを小票によって蒐集される統計原情報の情報特性という側面から捉え直してみよう。

統計原情報が統計対象単位(口座)ベースでの情報として蒐集されていることから、蒐集された調査票情報は調査実施者による編成、分析以外にも他の分析目的のための二次的利用の可能性を内在させている。事実、かつて武田勉は、残存している明治35年の余土村是調査の「統計調書」(大字市坪分)の二次的利用可能性に注目し、小票を独自に再集計することで余土村における農村副業の展開並びにそれに伴う農民層の分化過程を明らかにした〔武田 1963〕。ちなみに、『指針』には「小票の作例」として、甲式小票から辛式小票の合計8種類の分野や調査項目によって区分された小票が掲げられている。これらの小票にはいずれも住所並びに氏名の記載欄が設けられている。このことは、実査においてそれぞれ別途に把握された調査票情報を名寄せすることによって同一個体(住戸)に関する調査票情報として再統合することで調査票情報の拡張が可能であることを意味する。ここに論点①が持つまさに統計情報論的な意義の一つが存在する。

これと関連してもう一つの論点が存在する。それは恒太郎の意識には全く上っていないものである。それは、表式と異なり小票によって一組の個体情報として調査対象単位に関する統計原情報の把握が行われていることがもたらす情報特性に関するものである。統計原情報が当該個体についてまさに一組の情報のセットとして把握されていることから、個々の把握結果の中には調査項目間の関係そのものが反映されている。このことは、実査により得られた調査票情報の中には、例えば農業収穫高や農村副業等の活動成果というoutput指標について、個々の経営の担い手による投入量(input)との関係性が内在していることを意味する。このように、調査項目(目的物)をそれぞれ孤立した存在として計数化するのではなく、相互に関係性を維持したものとして写し取る点にこそ小票による調査の真の意義があるように思われる。この点は、今日の調査票情報にも全く同様に妥当するものである。

『指針』には、本稿で紹介した小票をめぐる論点以外にも統計調査としての町村是調査の位置づけをはじめ、調査要員の確保や具体的な実査の手順や調査結果のとりまとめ方法、さらには沿革調査という周辺的情報と調査結果との関連づけなど、その叙述内容には極めて多岐にわたる論点が含まれている。それらの中には当時の政府統計よりもむしろ時代を先取りしたような内容、更には今日われわれが統計の在り方を考える際にも十分に示唆的と思われるものも含まれる。これらの点については、機会を改めてその内容、意義について論じてみたい。

#### 〔文献〕

池内清間(1901)『余土村是』余土村役場 (<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784548/81>)  
余土村(1902)『明治35年8月『村是調査資料 第4(温泉郡余土村大字市坪分)』(松山市余土公民館蔵)

森恒太郎(1909)『町村是調査指針』丁未出版社  
武田 勉(1963)「明治後期、瀬戸内一農村における農民層の分化－伊予耕副業の展開と関連して－」  
農業総合研究所『農業総合研究』第 17 巻第 4 号  
佐々木豊(1970)「村是調査の構造と論理－その調査様式を中心に－」『農村研究』第 31 号  
森 博美(2013a)「昭和 15 年農林統計改正と調査票情報について」『オケージョナル・ペーパー』法  
政大学日本統計研究所 No.38  
森 博美(2013b)「わが国農業生産統計における表式調査の展開－府県物産表から昭和 15 年農林統計  
改正まで－」『ディスカッション・ペーパー』法政大学日本統計研究所 No.3  
森 博美(2013c)「明治期における個票による農村実態の統計的把握の試み－余土村是調査におけ  
る下調べ個票様式をめぐって－」『ディスカッション・ペーパー』法政大学日本統計研究所 No.4  
森 博美(2014)「村是調査における調査様式の展開－余土村是調査「統計調査」と『町村是調査指針』の  
雛形小票の調査項目比較を通じて－」『オケージョナル・ペーパー』法政大学日本統計研究所 No.41

# 日本統計研究所

## ディスカッション・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
1	行政記録情報の情報形態と表式調査	2013.04
2	統計の社会的性格と調査票情報について	2013.04
3	わが国農業生産統計における表式調査の展開	2013.11
4	明治期における個票による農村実態の統計的把握の試み	2013.12

ディスカッション・ペーパー No.5

2014年1月23日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美